

○農林水産省告示第三百七十三号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第二十六に基づき、昭和六十一年三月二十五日農林水産省告示第四百三十八号(アメリカ合衆国産ハートレイ種、ペイン種及びフランケット種のくるみの核子に係る農林水産大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。
平成九年三月十二日

農林水産大臣 藤本 孝雄

三の「中」中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動植物」に改め、同「中」を削る。

四の「中」中「五の「中」」を「六の「中」」に改める。
六を七とする。

五の「中」中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の「中」の検査及び四の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

正 誤

ページ段 行 誤 正
平成九年三月十二日（号外第四十五号）

同日（同号外）農林水産省告示第三百七十三号
（アメリカ合衆国産ハートレイ種・ペイン種及び
フランケット種のくるみの核子に係る農林水産大
臣が定める基準を定める件の一部を改正する件）
（原稿誤り）
五七四 三別表二 別表一
（印刷誤り）
五七四 六フランケット種フランケット種